



Title	モンゴル帝国領漢地の戸口統計
Author(s)	松田, 孝一
Citation	待兼山論叢. 史学篇. 1985, 19, p. 25-45
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/47981
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

モンゴル帝国領漢地の戸口統計

松 田 孝 一

はじめに

中国の社会経済史研究のための基礎的資料である戸口統計の収集、整理は着実に進められており、十三―四世紀にかけてのモンゴル人支配時代についても村上正二、前田直典、愛宕松男、邱樹森・王颺の各氏が考察を加えて来た。⁽²⁾ 金朝の旧領土のうち、現在の山西、河北、山東の各省に当る部分を今、漢地と呼ぶこととするが、この漢地に対して、癸巳年（一二三三）及び甲午―乙未年（一二三四―五）に戸籍調査が実施された。本稿では、それらの調査の結果、作成された「乙未籍冊」⁽⁴⁾ という戸籍簿に登録された戸数を校証することとする。

この乙未籍冊に登録された戸数については従来二つの説がある。一説は、前田直典氏が一九四七年に「元朝行省の成立過程」なる論文に付された注記において、十四種の典拠史料名を列挙した後、乙未籍冊の戸数は、癸巳年（一二三三）の報告戸数七三万戸に甲午―乙未年（一二三四―五）の調査の新籍の民戸三七万二千を加えた一一一万前後であるとされたものである。⁽⁵⁾ 他の一説は、愛宕松男氏が、一九五〇年に「蒙古人政権下の漢地に於ける版籍の間

題―特に乙未年籍・壬子年籍及び至元七年籍を中心として―なる論文の中で論じられたもので、乙未籍冊の戸数は癸巳年の「旧戸」七三万余戸と甲午―乙未年に調査報告された「新戸」一一〇余万戸を合計した一八〇余万戸である⁽⁶⁾とされたものである。愛宕松男氏は前田直典氏の説に言及されておらず、その後の研究者も両氏の説を比較検討した専論を出されていない。その結果、愛宕松男氏の説が踏襲されている。両氏の説は、癸巳年の戸数七三万戸と甲午―乙未年の戸数を合計することでは共通しているが、甲午―乙未年の戸数を三七万二千戸とするか、一一〇余万戸とするかで相違している。筆者は一九七八年に発表した拙稿で、乙未籍冊の登録戸数を約一一〇万戸としたが、これは愛宕松男氏の見解を否定し、前田直典氏の考えに従うものであった⁽⁷⁾。しかし、前田直典説の存在の指摘や愛宕松男氏の説に従えない理由を明示する紙幅の余裕がなかった。この筆者の立場に対して、池内功氏から疑義が投ぜられた⁽⁸⁾。これに答えるべく、乙未籍冊の成立に到る二回の戸口調査についての諸研究を再検討しつつ、乙未籍冊の登録戸数を再確認したい。

一 「壬辰歳例」と癸巳年調査

まず、癸巳年（一二三三）の七三万余戸に関する問題を取り上げたい。愛宕松男氏は、一九六五年に発表された論文の中で、この七三万戸は、癸巳年の三年前、一二三〇年に設立された徴税機関、「十路徴収課税所」が徴税対象として把握していた戸、―愛宕松男氏はこれが「課税所戸」と称すると考えられた―の登録方法を「合戸制」から「単戸制」へ変更して得られた数値であると考えられた⁽⁹⁾。「課税所戸」という名称は、乙未籍冊の内容を窺わせる東平府の一二三八年の駅伝用の馬牛の負担についての記録（『大元馬政記』和買馬）の中に見えるもので、愛宕松

男氏はそれに基かれた。しかし、その後、太田弥一郎氏は、「課税所戸」とは課税所の官吏の戸で構成されたもので、後代のクビライ時代に五、七〇〇余戸あったと指摘された。⁽¹⁰⁾その根拠は、王惲撰『烏臺筆補』の「論課税戸隸總府管領事状」(同撰『秋澗先生大全文集』卷八八所収)の左記の記事である。

切見、隨路運司見管課税戸五千七百餘戸。契勘、係先朝初立課税所時、將應設官吏就作本所戸計、用之添重氣力、恢辨課程。今運司已立數年、其官吏及院務人員皆從朝省擬注。據此等戸計寔無所籍。(中略)合無除竈插戸外、其餘一隸總府管領、寔爲長便。

この記事の前半に、課税所創設当時、その官吏の戸が課税所の「本所戸計」とされ、彼ら自身で課程徴収のための費用(氣力)を出させたことが見える。この課税所の「本所戸計」が課税所戸であるとの太田弥一郎氏の指摘は妥当で、愛宕松男氏の見解は誤りである。

ただ、右記事の後半には、課税所に代わって(転)運司が設けられ、その官吏、院務人員が中央の選任となり課税所戸の所屬すべきところがなくなったので、總(管)府の管理下に入れようという結論がある。その際、「竈插戸は除外して」おくということが付言されており、「竈插戸」なるものも課税所戸に本来含まれていたことが示唆されている。太田弥一郎氏はこの部分を解釈に入れられなかった。「竈插戸」の語義は海浜で製塩に当る「竈戸」のことを言ったものと考えられる。⁽¹²⁾『元史』卷九四、食貨二、歲課、塩法、河間之塩の条に、「太宗庚寅年、始立河間稅課所、置鹽場、撥竈戸二千三百七十六、隸之」とあり、又、同、山東之塩の条に、「太宗庚寅年、始立益都課税所、撥竈戸二千一百七十、隸之」とあり、課税所創設当時、河間と山東で、竈戸合計四、五四六戸が課税所に所屬したことが知られる。従つて、課税所戸はその官吏の戸のみならず、課税所の管轄したさまざまな税目の一つである塩

税の原資たる塩の製造に当つた竈戸も含まれていたのである。以上の如く、太田弥一郎氏の見解はやや不十分な点
 はあつたが、課税所戸が、愛宕松男氏が考えられたような、課税所が徴税対象として把握していた戸ではなかつた
 という指摘は正しかつたのである。

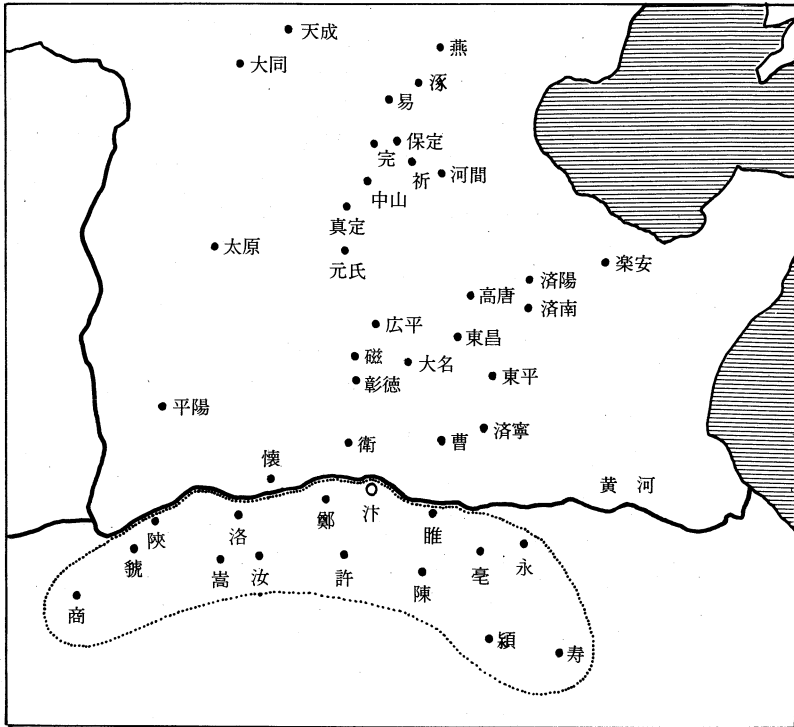
課税所戸という名称は右の如くであつたが、課税所が徴税対象とした戸の登録方法を合戸制から単戸制に変更し
 て、癸巳年の七三万戸の戸数となつたという愛宕松男氏の見解の本質的部分についても疑問がある。愛宕松男氏に
 よれば、課税所創設当時、一戸当り粟二石の負担で、四〇万石徴収した実績があることから、当時の戸数を二〇万
 戸と推算された⁽¹³⁾。そして二〇万と七三万との間の差は前者が「合戸制」での算出、後者が「単戸制」での算出によ
 り生じたという説を提示された⁽¹⁴⁾。「合戸制」とは愛宕松男氏の造出された制度名称で、内容は、「単貧戸を富戸に結合
 せしめるなり、乃至は彼等相互に数戸の連合戸を結成せしめるなりして、これを徴税單位の一戸と見なす制度であ
 る」と定義づけられたのである。この説は、その後、大島立子、太田弥一郎両氏の支持を繰り返して⁽¹⁵⁾。し
 かし、後代、軍戸や駅伝戸の場合にはそのような合戸制が行なわれたが、太田弥一郎氏自身が述べておられるよう
 に、ウゲデイ朝初めの合戸制の存在についての直接の確証を求めることは難しいのである⁽¹⁶⁾。課税所が徴税対象とし
 た戸と癸巳年の調査対象となつた戸が同一のものであつたとする考え方にも何ら根拠がない。

癸巳年の戸口調査が対象とした戸口に、課税所が徴税対象としていた漢地在来の戸を含んでいたであろうことは
 推察されるが、当時の漢地での戸口の流動の状況を見てみると、癸巳年の七三万戸には河南方面からの流入戸の要
 素が存在した点を看過することはできない。

癸巳の前年、壬辰年（一二三二）一月、金朝の最後の拠り所であつた河南が平定され、河南から河北への大量の

人口移動が行なわれた。壬辰年に平定された地域は地図の点線で囲んだ部分で、首都汴京は三月に包圍されたが、⁽¹⁷⁾いったん講和が成立し、モンゴル側はスプタイに占領軍を委ねて北方へひきあげた。この年、河南住民を河北へ移住させる「壬辰歲例」が発せられた。『秋澗先生大全文集』巻六一、故雲中高君墓碣銘并序に、「壬辰歲例、北徙以實衛墟」と見え、蘇天爵撰『滋溪文稿』巻二〇、易州李氏角山阡表に、「壬辰、天兵克汴、詔徙河南之民、實河北郡縣」とあり、又、吳澄撰『吳文正公集』巻三五、元贈承事郎同知深州事崔君墓表に、「國朝既得河南地、徙遺民實北邊。君奉父母、自柘城徙真定之元氏縣。倉卒就道、程期逼迫、(以下略)」とあり、

1232年の漢地の人口流動図



河南の点線内が1232年1月までに平定され(『元史』巻2、太宗本紀)、その住民が黄河以北へ強制移住させられた。河北の都市名は諸記録から復元した移住先。

いずれの例においても壬辰年に河南から河北への移住がモンゴル側の命令で為されたこと、特に最後の例は、その移動が期限つきであったことを物語っている。移動の時期は、例えば潼関軍民の移動では同年春にモンゴル側の命令で為されている（胡祇遹撰『紫山大全集』卷一六、故磁州安撫使李公神道碑銘）ので、遅くとも春（一―三月）の末までには実施されていたと考えられる⁽¹⁸⁾。さらに、翌癸巳年一月、金朝皇帝が汴京を脱出した後、四月に汴京が開城、スブタイ軍が入城、一四七万戸といわれた在城人口のうち、まず技術者（工匠）や儒釈道医卜を業とする者が集められて、五月に河北へ移った⁽¹⁹⁾。このような移動の事例を管見の及ぶ限り集めて作成したのが前掲の地図である⁽²⁰⁾。

こうした河南からの移住民を迎えた河北で戸口調査が行なわれ、八月、阿同葛（阿脱）によって、七三万余戸の数値がまとめられたのである。従つて、この調査の対象には河南から移住してきた戸も当然入っていると考えなければならぬ。『元史』卷九四、食貨二、歳課、塩法、河東之塩の条に、「癸巳年、撥新降戸一千」とあり、癸巳年に「新降戸」を撻^{わか}つたことが見える。「撻」とは登録済みの戸を分与する行為と考えられる。従つて、癸巳年の戸籍登録に新降戸なるものがあつたことが知られるのである。ここには新降戸を河南からの移住民と規定する語句はないが、壬辰―癸巳年の上述の状況から見てこの新降戸を河南からの移住民と考えるのは不当ではなからう。

なお、愛宕松男氏は、これらの移住の戸については、後の甲午―乙未年の調査で把握されたと考えておられる⁽²²⁾が、右の如く、すでに、癸巳年の調査報告数に含まれていたと考えられるのである。ただ、汴京に残留していた一般住民は甲午年（一二三四）になり、饑饉のため食を求めて、河北へ渡ることを許可された（『元史』卷一二二、雪不台伝）から、癸巳年の調査にこれらの戸が含まれていないことは言うまでもない。要するに、癸巳年の調査報告数は、河北在来の戸及び、壬辰の歳例などで河南から河北へ移住していた戸を含めたものであつたと考えられる。

二 甲午—乙未年戸口調査の意義

金朝の滅亡後に実施された甲午—乙未年戸口調査は二つの点を主たる目的としていたことをかつて本誌第十一号にて述べたことがある。⁽²³⁾一つはモンゴルの征服活動で俘掠されて、モンゴル支配層の保有に帰し、驅口（奴婢）となつている者のうち、保有者たる主人と同居している場合は、従来通りの保有を認めるが、保有者と同居していない驅口はその現住地で戸籍につけて皇帝の民戸（良民）とするという点である。この見解は、『大元通制条格』巻二、戸令、驅良、蒙古牌甲戸驅の条に、

(A) 甲午年、欽奉哈罕皇帝聖旨、不論達達、回回、契丹、女直、漢兒人等、如是軍前虜到人口、在家住坐做驅口。因而在外住坐、於隨處附籍、便係是皇帝民戸、應當隨處差發、主人見更不得識認。如是主人識認者、斷按答奚罪戾。

とある記事、及び、この史料を平明にした同内容の『元史』巻一〇三、刑法二、戸婚に、

(B) 諸、蒙古、回回、女直、漢人軍前所俘人口、留家者爲奴婢、居外附籍者即爲良民、已居外、復認爲奴婢者、沒入其家財。

とある記事から導いたものであつた。その後この見解は、池内功氏の批判を受けた。⁽²⁴⁾批判の焦点は、驅口の保有者をモンゴル支配層としていた点にある。池内功氏は、モンゴルの征服戦争による戦時俘虜としての漢民はモンゴルの支配層のみ帰属していたのではなく、それ等の保有者はモンゴル人、回回、契丹、女直、漢人いずれであつてもよく、とくに漢人有力者、すなわちいわゆる「漢人世侯」が多数の驅口を保有していたのだとされたのである。⁽²⁵⁾

河南地区の平定作戦を行なったモンゴル軍には多くの漢人軍団も参加しており、漢人軍団も俘虜を獲得したことは、池内功氏の指摘の通りで、多くの研究者が指摘していることである。この点について言及しなかった筆者の不十分さは池内功氏の批判を受けるべきところである。従って、甲午―乙未年の戸口調査において、保有者と同居しない戦時俘虜たる駆口を良民として戸籍登録するという原則を適用された人々はモンゴル人の保有にかかる駆口ばかりではなかったことは池内功氏の指摘される通りである。

ただ、池内功氏は前掲(A)の史料を読まれる際、「この聖旨は、蒙古牌甲戸駆の条に収録されているものの、聖旨自体の文章の中には奴婢の主人をモンゴル支配層あるいはモンゴル軍人に限定するような言辞はひとつも使われていないのである。すなわち、この聖旨は奴婢所有の客体たる奴婢については述べているが、奴婢所有の主体たる主人がモンゴル支配層、モンゴル軍人であるとは言っていない。むしろ、文章の上からは奴婢の主人が、モンゴル人であっても、回回であっても、契丹人であっても、女直人であっても、漢人であっても、いずれの場合であっても、この聖旨が適用できる構造になっているのである。」と解釈され、(A)の史料の「蒙古、回回、契丹、女直、漢兒人」という部分を駆口(奴婢)の所有者と考えられた。しかし、この「蒙古、回回、契丹、女直、漢兒人」とは「軍前虜到人口^{ユラレグル}」であり、「在家住坐(所有者の家に同居)」しているか、あるいは「在外住坐(別居)」しているものであって、駆口それ自身を指している。史料(A)と(B)を同内容にもかかわらず、拙稿で併記したのは、(A)が、やや難解ではあるが、年次の記載がある点、(B)は内容は平明ではあるが、年次の記載がない点を相い補い得ると考えたからであった。より理解し易い(B)でも、「蒙古、漢人」は、「所俘人口」としており、駆口保有者と解することはできない。したがって「蒙古、漢兒人」は池内功氏の言われるような、駆口(奴婢)の保有者ではなく、駆口自身であって、その保有者は、

(A)の題名から見て「蒙古牌甲戸(十戸組の戸)」である。従つて史料(A)についての池内功氏の解釈は誤つており、拙稿に対する批判の論拠とはなり得ない。ただ、同様に主人とは同居しない駆口を戸籍につけて民戸とする命令が、同じく『大元通制条格』巻二、戸令の「軍戸駆」および「諸色戸駆良」の条に明記されていることは池内功氏の言われる通りで、モンゴル人以外の戸の駆口も又、主人と同居しているか否かで選別されたことは指摘された通りである。

甲午―乙未年の戸口調査の第二の目的は俘掠され、駆口となつた人々以外の、自ら降服した人々の所屬に関するものである。宋子貞撰「耶律公神道碑」(蘇天爵撰『元文類』巻五七所収)に見える、耶律楚材のそれら降服民に対する処置についての建言に、

甲午詔括戸口。以大臣忽都虎領之。國初、方事進取、所降下者、因以與之、自一社一民各有所主、不相統屬、至是始隸州縣。

とある史料から、筆者は、「降付した者はすべて降付させたものに与えたため、戸籍登録まで漢地の一社一民といえども、すべてがそれぞれ主とする者の配下になり、その統属関係が複雑に入り乱れていたこと、それが今回の籍録により解消されて、州県に降付民を付籍することとなつたことがわかる」とし、モンゴル軍に降付した人々の所屬の変更についての見解を出した。この点についても、池内功氏の批判を受けた。⁽²⁷⁾池内功氏は、「この史料には、一社一民を与えられたものが、モンゴル支配層に限定できる表現はどこにもない」とされ、ムンク・エフ氏の上掲史料の翻訳においても、降下させた司令官に与えたとしており、モンゴル人司令官に与えたという風に限定していないと述べ、さらに、史料中に「降下」とあるのを筆者が「降付」としているが、「降下」と「降付」とは意味が異⁽²⁸⁾

なっている。「降下」とは「攻め下す」という意味だとされ、結論として、一社一民の主となったものは、モンゴル軍へ、軍民を伴って降服した有力者、すなわち、後にいわゆる「漢人世侯」となるもの自身であるとされたのである。

池内功氏の批判のうち、筆者が「降下」を「降付」と読み換えた問題にされている点については、「降下」は「くだる」であり、「降付」は「くだって従がう」であり、ほとんど同一の意味である。逆に、池内功氏が、「降下」とは「攻め下す」という意味だとされているが、この解釈は「屈服」と「攻略」の如く、全く逆方向の意味となっている。ただし、「所降下者」という語句を、筆者の如く「降付した所は」と解しても、池内功氏の如く「攻め下した所は」と解釈しても、その表現の対象はいずれも敗者を指すこととなり、同一の意味になる。池内功氏がこの語句の解釈において、筆者の見解とどの点が相違すると主張されているのか不明である。

さらに、池内功氏は、「所降下者、因以与之」を「攻め下した土地を攻め下した者に与える」という意味で使われているとするならば、一社一民の主たる者は、当時実際に土地と人民を支配していた納土の臣・始命の臣、愛宕氏の用語を使えば、漢人世侯をさしていると考えられる」とされている。⁽²⁹⁾この主張に従えば、モンゴル軍が漢地に侵入し、城邑を降服させた時、その都城を降服させた司令官に与えたので、その主たるものは、降服した漢人の有力者であるということになり、理解できない。降服した城邑を降服させた司令官に与えたのであれば、その主たる者は、その司令官である。

当時モンゴルの支配層が、漢地において、それぞれに所屬している領分を保有していたことは、『元史』巻九八、兵志一、兵制の冒頭の左記の記事より理解される。

太宗元年十一月詔。兄弟、諸王、諸子并衆官人等所屬去處、僉軍事理有妄分彼此者、達魯花赤并官員皆罪之。

この一文には、兵の摘出に當つては、(ウゲテイ・カン)の兄弟、諸王、諸子あるいは諸々の官僚のだれに所屬しているかの区別なく行なうことが記されている。ダルガチという占領地の代官の称が見え、漢文で記されている以上、この一文は、モンゴル帝国の広大な領域の中でも特に漢地に対して発せられた命令であると解せられる。従つて、太宗元年(一二二九)の段階で、漢地には、そういったモンゴル帝国の支配層に別々に所屬する領地が既に形成されていたのである。従つて、甲午―乙未年調査の第二の目的についての筆者の見解に対する池内功氏の批判は的を射ていないと考える。

ただ、モンゴル軍に対し、降服した者が、その後のモンゴル軍の征服活動の一翼に組み込まれて、他の城邑を降服させるといった状況も想定される。そして降服させた城邑の「主」となる場合があるとすれば、モンゴル支配層にそういった協力者も含めて考えねばならないではあるが、管見の限りでは、そのような事例を漢地(山西、河北、山東)では知らない。

三 乙未籍冊の戸数

甲午―乙未年にかけて、上述の二つの目的をもつて、漢地在住の戸口——この中には癸巳年の報告には含まれなかったその後の河南からの流入民も存在したのである——に対して再調査が為され、乙未籍冊は完成されたのであるが、その籍冊に登録された戸数については記録によつてばらつきがある。癸巳年の報告数を含めて作成したのが次表である。

表 I 乙未籍冊の戸数に関する諸記録

	年	調査者	対象	戸数	出典
(A)	癸巳 (1233)	按脱	漢民	73万余	『聖武親征録』
(B)	〃	阿同葛	中州戸	73万余	『元史』卷2、太宗本紀
(C)	乙未 (1235)	忽都忽	漢民	111万余	『聖武親征録』
(D)	丙申 (1236)		復括中州戸	続戸110余万	『元史』卷2、太宗本紀
(E)			初籍天下戸	104万	『元文類』卷57、耶律公神道碑
(F)		忽都虎	元籍諸路民戸	1,004,656	『元史』卷98、兵志1
(G)			天下戸	過100万	『元史』卷157、劉秉忠伝
(H)	乙未 (1235)		30余路	80余万	『元文類』卷40、經世大典序録
(I)	〃		36路	873,781	『元史』卷58、地理志1
(J)		忽都虎	新籍民戸	372,972	『元史』卷98、兵志1

「はじめに」で既に述べたように、乙未籍冊の登録戸数については前田直典氏の一一一万戸前後説と愛宕松男氏の一八〇余万戸説の二つがある。前田直典氏の考え方は、見方を変えれば、(C)の甲午―乙未年調査報告数そのものが、乙未籍冊の戸数であって、この戸数にはすでに癸巳年の七三万余戸は含まれており、愛宕松男氏の見解の如く、この上にさらに七三万余戸を加算する必要はないという考え方とうけ取れる。愛宕松男氏は、癸巳年の報告数と甲午―乙未年調査報告数とは全く別個の戸口に対する調査結果の数値であって、乙未籍冊の登録数は二つの数値を合算したものであるとの立場と解される。

まず、愛宕松男氏が、癸巳年と甲午―乙未年のそれぞれの数値を合算させるといふ見解から検討を加えて見たい。愛宕松男氏が両数値を合算し得ると考えられた根拠としては二つある。⁽³⁰⁾ 第一点は乙未籍冊の形式を伝える東平府の戸数統計(『大元馬政記』和買馬)に、二回の戸籍調査で把握された戸に、旧戸と新戸という名を冠しており、東平府の全戸数は、重複登録を含めて、旧戸、新戸の両者を合算して計算されている(表Ⅱ)。さらに、その旧戸と

表Ⅱ 東平府戊戌年(1238)戸数統計

総	数	234,585
重	数 戸 (旧・新二重登録)	5,850
実	徴 戸 数	228,735
旧	戸 (重数戸は旧戸扱い)	115,247
新	戸 (重数戸は新戸から除く)	113,488

新戸の戸数の比が、癸巳年七三万余戸と甲午―乙未年の一一〇万余戸の比に対して不合理な比ではないとされている点である。つまり、サンプル的な東平という一地域の旧戸、新戸の比が全漢地の七三万余戸と一一〇余万戸と対応していると判断して、七三万余戸と一一〇余万戸をそれぞれ旧戸と新戸に充てて考え、両者を合計し得るとする考え方である。

第二点は、第一点の考えを補強すべき事実として挙げられたものである。漢地全域のうち、河北省に当る地域で三七万二、九七二戸の新籍の民戸があり、それがちょうど甲午―乙未年の一一〇万余戸の三分の一に当たっているということがまず一つある。次に、残りの三分の二を戸数的、地域的に二分するのが、山西省と山東省に当る地域であるが、そのうち山東省は、益都、濟南、東平の三路を主要構成部分としている。さらに、その一一〇余万戸の中で恰好な割合を占めていたとされたのである。

要するに、第二の点は、漢地全体は戸数的に河北、山西、山東に三分されており、そのうちの山東は益都、濟南、東平で三分されているという前提を考えられ、その上に立って河北の新籍民戸三七万二千余は東平の新戸一一・九万の三倍、甲午―乙未年の漢地全体の数値一一〇余万戸の三分の一になっている割合を見ると、結論として、一一〇余万戸が新戸と見做し得るとされているのである。

右の見解のうち第一点は、原史料に、「民戸を復数した(二度にわたって調査した)際、重複して登録した戸が五、

八五〇戸あり、旧戸か新戸か不明である」という主旨のことが記されている。このことから見て、旧戸は一回目の調査で把握された戸、すなわち、癸巳年の報告数七三万戸と見なし、さらに、新戸を二回目の調査で把握された戸、すなわち甲午―乙未年の調査報告数一一〇余万戸と見なすことは、一見、妥当な考え方に思われる。筆者は、癸巳年の七三万戸を旧戸と見なす点については、何ら疑問を有さない。さらに、甲午―乙未年の調査では、前節で述べたように、所有者と別居している駆口を戸籍につけて民戸にしたのであるから、これを新戸（新籍民戸）と見なし得ると考える。しかし、その一方で、それまで、モンゴルの支配層にそれぞれ属していた漢地民戸を州県の所屬へ移すということをも甲午―乙未年の調査は目的としていたのであるから、それら従来、把握されていた漢地民戸の数も、甲午―乙未年の調査報告数に含まれている可能性が十分考えられ、一一〇余万戸全体を新戸と見なすことは、疑問を有する。

また、東平府の旧戸と新戸の比と癸巳年の戸数と甲午―乙未年の戸数の比の対応関係についてであるが、前者の比は、一一・五万対一一・九万で、およそ一対一、癸巳年の戸数と甲午―乙未年の戸数の比は七三万対一一〇余万の比で、およそ二対三である。両比が対応していることと見ることはできない。しかも、東平の新旧両戸の比が、全国の新旧両戸の比と対応しているという前提が存在するならば、東平の新旧両戸の比を計算し、七三万と一一〇余万の数値の比がその計算結果と合致するかどうかを検証することにより、七三万を旧戸、一一〇余万を新戸と判断することもできるが、そういった前提のない以上、両者の比の対応を考えることからは、そのような判断を下すことはできないと考える。

第二の点の見解については、まず、漢地全体が戸数的に山西、河北、山東に三分され、そのうちの山東が益都・

済南・東平に三分しているという記録はない。かつ、三十七万二千余という数値は原史料には「真定、河間、邢州、大名、太原」の五地区に関わるかの如く記されている。愛宕松男氏は、山西の太原と河北の燕京とを交換して、河北省に当る地域の新籍戸数を三十七万二千余戸とされたのである。太原と燕京の新籍戸数が同一であるという前提があればそのような操作も可能であるが、そのような前提もない。従って、以上の如く、東平、河北および漢地全体の新戸数の比を算出することは本来不可能であつて、その比と一一・九万と三十七万二千余と一一〇余万の比が合致することを示すことも不可能なのである。これら三数の比から、一一〇余万戸を新戸と見なす結論を補強することはできないのである。

一方、前田直典氏の説では、癸巳年の三十三万に加算する数値として、三十七万二千というものが提示されている。これは、『元史』卷九八、兵志一、兵制の左記の記事によつたものと見られる。

(太宗) 八年七月、詔燕京路保州等處、每二十戸僉軍一名、令答不葉兒統領出軍。真定、河間、邢州、大名、太原等路、除先僉軍人外、於斷事官忽都虎新籍民戸三十七萬二千九百七十二人數内、每二十丁起軍一名、亦令令屬答不葉兒領之。

この記事にある「斷事官忽都虎」とは、甲午―乙未の戸籍調査を主宰したシギ・クトクのことである。ここに、そのクトクが新籍した民戸数として三十七万二千余の数値が見える。これを前田直典氏は甲午―乙未年の調査で漢地全体で増加した戸数だと考えられたのであろう。しかし、愛宕松男氏はこの数値は史料中の真定、河間、邢州、大名、太原五地区での新籍民戸数と考えられていたことは、前述の通りである。史料中で三十七万二千余という数値は一見上記五地区とかかわつて記述されているように見えるが、その語句に限定されず、クトクが甲午―乙未年調査で新

籍した戸数全体を表示しているとの解釈も成り立つと筆者は考える。癸巳年の七三万余戸に三七万二千余戸を加えると、『聖武親征録』の数値二一万余戸に合致することも考え合わせれば、その解釈に立たざるを得ない。

乙未籍冊の戸数が、愛宕松男氏の言われるような一八〇余万戸という大きな数値ではなかったことは、前節で引用した、耶律公神道碑の後続文に、乙未籍冊成立後三年目のこととして、「初籍天下戸、得一百四萬」とあり、全国の戸数として、一〇四萬という数値を挙げていることに明示されている。この数値には、愛宕松男氏も言及はされたが、「初籍天下戸」という重要な一句の意義には触れられなかった。⁽³¹⁾ 全国戸数が一〇〇万戸を越える程度であったことは、表Iの(G)にも表れている。⁽³²⁾ このような事実より見て、筆者は、乙未籍冊の登録数を前田直典氏の説に従い、前稿では概数として、約一一〇万戸としたのであった。

ところで、表Iの各数値には、それぞれ微妙なずれがある。一見して(I)の概数と分る(H)や単なる概数としての(G)は考察の意味はないとしても、他の(C)(D)(E)(F)(I)の五つの数値間に差違が存在するのには何らかの理由があるはずであるが、確たることは全く不明である。

ただ、(C)と(D)は、ウゲデイ・カンへの報告として為されたもので、公式の記録という観点からの信頼性と、さらに例えば、後述するようなその後の逃亡戸を除外するとかの修正を蒙っていない初出の数値であるとの二点から本来の総戸数と見られる。二つのうち(C)は(D)よりもやや詳しく、前田直典氏の説から見ても、総戸数の真数により近いものと考ええる。(F)はその典拠史料に、

(太宗)十三年八月、諭總管萬戸劉黑馬、據斜烈奏、忽都虎等元籍諸路民戸一百萬四千六百五十六戸。除逃戸外、有七十二萬三千九百一十戸。隨路總僉軍一十萬五千四百七十一名、點數過九萬七千五百七十五人、餘因近

年蝗旱、民力艱難、往往在逃。

とあり、その数値は兵の徴集の記録に見えるものであることが解る。すなわち、この約一〇〇万の戸数は兵の徴集を行ない得る対象として位置づけられるものなのである。愛宕松男氏はこの数値を、二回の戸籍調査で重複して登録されていた「重数戸」を除外した数値であると考えられている。⁽³³⁾ この説が当たっているかどうかは別として、徴兵し得ない戸数を排除した実質的な数値であったということはできる。

加うるに、前掲の史料には、その後の逃戸を除外した残余の戸数として、七二万三、九一〇戸という数値が挙げられているが、この約七二万戸という数値は、その中に含まれている実存兵員数九万七、五七五名と合わせて、長く元朝一代を通じて、乙未籍冊の基本的数値として認識されている。⁽³⁴⁾ 従って、減額をうける前の一〇〇万四、六五六戸は、兵徴集の対象可能な民戸の実質的な数値であったと解されるのである。

次に、(I)の八七万三、七八一戸という数値であるが、愛宕松男氏は、この数値は、一七〇余万戸（この場合、七三万戸十一〇〇万戸）⁽³⁵⁾ から、乙未籍冊成立の翌年、モンゴルの支配層に分撻した戸数七六万戸を除去した残余であるとの説明をされている。全体数を一七〇余万戸とする考え方が根拠を有さぬ以上、この説明も根拠がない。

梁方仲氏は、八七万余戸を乙未年の戸数、一一〇万余戸を丙申年（一二三六）の戸数としている。⁽³⁶⁾ 確かに一一〇余万戸という数は『元史』卷二、太宗本紀では丙申年につけられているが、これは、この戸数をもとに丙申年に分撻が為された点に、記事の重点があり、戸籍の調査自体は甲午―乙未年にあったことは言うまでもない。従って、八七万余戸は一一〇余万戸あるいは一一一万余戸の異伝で、別個の戸籍調査の数値とは認められない。しかし、それが、(C)、(D)の誤伝であるのか、あるいは、何らかの戸数を減じたものであるのかは、(E)の数値と同様、全く不明

おわりに

乙未籍冊に登録された戸数は、甲午―乙未年の調査によって登録された戸数そのものであって、その中には、癸巳年の調査報告数を含んでいたものである。総戸数は、甲午―乙未の調査、報告を主宰したクトクの名とともに報告されている『聖武親征録』の一―二万余戸であるが、兵の徴集の対象となり得た数値としては、一〇〇万四、六五六戸あったのである。この結論は、従来、定説化している愛宕松男氏の一八〇余万戸説を否定し、前田直典氏が論証なしに述べられていた見解を実証に基き支持するものである。

注

(1) まとまった統計としては、梁方仲編『中国歴代戸口、田地、田賦統計』、中華書局、一九八二年が網羅的に収集、整理してある。

(2) 村上正二氏には、元朝の軍戸数の統計についての言及が、『元朝兵制史上に於ける奥魯の制度』、『東洋学報』三三三―三、一九四三年、三二九―三〇頁に見える。その他、前田直典、『元朝行省の成立過程』、原載『史学雑誌』五六―六、一九四七年、『元朝史の研究』、一九七三年、一九六頁、注(21)、愛宕松男、『蒙古人政權治下の漢地に於ける版籍の問題―特に乙未年籍・壬子年籍及び至元七年籍を中心として』、『羽田博士頌寿記念東洋史論叢』、一九五〇年、三八三―四二九頁、同、『元朝税制考―税糧と科差について―』、『東洋史研究』二二―四、一九六五年、一―三三頁、邱樹森・王頌、『元代戸口問題趨議』、『元史論叢』二二、一九八三年、一一―二四頁がある。

(3) 愛宕松男、前掲書、一九六五年、三頁。

(4) 『大元通制條格』卷二、戸令一、五投下車站戸の条に見える呼称である。

- (5) 注(2)参照。
- (6) 愛宕松男、前掲書、一九五〇年、三八七—九一頁。
- (7) 拙稿、「モンゴルの漢地統治制度—分地分民制度を中心として—」、『待兼山論叢』一一、一九七八年、三五頁。
- (8) 池内功、「オゴタイ朝の漢地における戸口調査とその意義」、『歴史における民衆と文化—酒井忠夫先生古稀祝賀記念論集—』、一九八二年、三九八頁。
- (9) 愛宕松男、前掲書、一九六五年、五一—八頁。
- (10) 太田弥一郎、「元初の合戸制と『課税所戸』をめぐって—元代戸計制度の再検討(一)—」、『東洋史論集』一、一九八四年、六九頁。課程は、塩、茶などの専売税を指すが、課税所は、創設当時はそういった税も含めて、あらゆる税の徴収に当たっていたもので(蘇天爵撰『元文類』卷五七所収、宋子貞撰「耶律公神道碑」)、課程の徴収のみにその機能は限定されてはいなかった。
- (11) 彭韶撰『熬波圖』第一九〇本文、棹水潑水に、「竈插」という語で製塩労働を表す。吉田寅、「元代製塩技術資料『熬波図』の研究—附『熬波図』訳註—」、一九八三年、二二頁。
- (12) 愛宕松男、前掲書、一九六五年、七頁。
- (13) 注(10)参照。
- (14) 大島立子、「元朝漢民族支配の一考察—軍戸を中心として—」、『史論』一三三、一九七一年、一七—一九頁。同、「元代戸計と徭役」、『歴史学研究』四八四、一九八〇年、二九—三〇頁。太田弥一郎、「元代の漢軍戸とその農業生産」、『集刊東洋学』三一、一九七四年、一五八頁。同、注(10)。
- (15) 太田弥一郎、前掲書、一九七四年、一六二頁。
- (16) 『元史』卷二、太宗本紀。
- (17) 河南では、金代に約二四七万戸の戸数が数えられた(梁方仲、前掲書、一七二頁)が、元代の至元年間の記録によればわずか一八万戸に減じており(梅原郁、「元代差役法小論」、『東洋史研究』一三三—四、一九六五年、四五頁)、壬辰の移動で減少したと思われる。
- (18) 一四七万戸という数値については、「耶律公神道碑」に見える。河北への移動については、「耶律公神道碑」及び、劉祁撰『歸潜志』卷一—に見える。
- (19) 地図作成の際の主たる典拠の一つは、『元史』卷八八、百官志四、管領大都等路打捕民匠等戸総官府の条で、そこには、河南

で集められた戸が安置された場所として二〇カ所余りが列挙されている。その他、金朝滅亡前後の人士の去就について詳しく『歸潛志』はじめ各種文集に見られる三〇例ほどを加えて作成した。

- (21) この移動は、恐らくモンゴル軍の河南から北への撤退に伴って、同時に為されたものと思われる。本文の潼関の軍民の事例や『元史』卷一三四、岳憐帖木兒伝に見られるように、河南の降民は集団を形成してモンゴルの將軍あるいはモンゴル軍に協力した漢人の將軍によって引率されて移動していったものと思われる。あるいは、俘掠されて、兵の保有に帰した人々も同様、兵の移動とともに北へ向かったものと思われる。ただ、饑饉や疫病あるいは兵士による殺戮によって、移動の途上に死亡した事例は史籍に夥しく見える。しかも、俘掠されたものは奴婢となる運命にあつたから、移動に際し、その八一九割が逃亡した。彼らはもちろん、彼らを保護した者も同罪として嚴罰でモンゴル側が対処したから、その多くが路傍に斃れたといわれる(「耶律公神道碑」)。従つて、降民、俘掠の民のうち、黄河の北側の目的地にたどりつき得なかつたものもかなりの割合にのぼつたであろう。

- (22) 愛宕松男、前掲書、一九五〇年、三九五―八頁。
- (23) 拙稿、前掲書、三五―七頁。
- (24) 池内功、前掲書、三八五―九〇頁。
- (25) 前掲書、三八七頁。
- (26) 同上。
- (27) 前掲書、三九〇―五。
- (28) Н. П. Мункуев, *Китайский источник о переломе Монгольских Ханов на берегах Халха надвобная надпись на могиле Емюк Чу-Цан Переево и исследование*, Москва, 1965, стр. 77-78.
- (29) 池内功、前掲書、三九五頁。
- (30) 愛宕松男、前掲書、一九五〇年、三八九―九二頁。
- (31) 愛宕松男氏は、一〇四万という数値を述べる際、「初籍天下戸」の一句を省略した、柯劭忞の説(『新元史』卷二二六、忽都虎伝)を引用しておられる(前掲書、三九三頁)。
- (32) この記事には紀年はないが、耶律公神道碑の記事と同趣旨のことを述べている。
- (33) 愛宕松男、前掲書、三九四頁。

(34) 「七十二万正軍津貼戸」「柒拾貳萬戸元僉數目軍人」「七十二萬戸内軍數」という記述に見られる。従来の研究は、七十二万戸がすべて軍戸であつて、フビライ時代初期に成立したものであるという見解で一致している(村上正二、注(2)、前掲書、Ching Hsiao, *The Military Establishment of the Yuan Dynasty*, Harvard Univ. Press, 1978, p.209)。しかし、この七十二万戸というものは、乙未籍冊の登録戸数一〇〇万四、六五六戸がのちに減額修正された戸数のことであつて、そのうち兵数は減額前一〇万五、四七一一名、減額後は九万一、五七五名であつたのである。この点の論証についてはすでに別稿を用意している。

(35) 分与されずに大カンの手もとに残余した戸を大数目、分与した戸を五戸糸戸と愛宕氏は述べられている(前掲書、三九八―四〇〇頁)が、大数目とは単に戸籍登録された戸の意味で、モンゴルの支配層の直接支配下の戸を指す「蒙古戸計」あるいは「達々数目」とは別個の概念と考えられるが「五戸糸戸」という用語で愛宕松男氏が定義されている戸は、糸納税の約30%のみが、分与された領主の取り分となるだけで、残余は中央政府の取り分であつたから、これらの戸を中央政府の戸数統計から除外するという愛宕松男氏の見解は、その点からも成立し難いと考える。

(36) 梁方仲、前掲書、一七六頁。

(補) 稿了後、周良霄「元代投下分封制度初探」(『元史論叢』二、一九八三年、五三―七六頁)にも、乙未籍冊について、前田直典説と同じ見解が述べられている(六一頁)のを知つた。参照されたい。

(文学部助手)